

## 島根半島四十二浦フォトコンテスト実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、島根半島・宍道湖中海ジオパーク（以下「本ジオパーク」という。）の魅力の一つである島根半島四十二浦を広く画像で発信し、本ジオパークをPRするために島根半島四十二浦フォトコンテスト（以下「フォトコンテスト」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施手法)

第2条 フォトコンテストは、スマートフォン向け写真共有アプリケーションのInstagramを用いて実施するものとする。

### (テーマ)

第3条 フォトコンテストのテーマは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 島根半島四十二浦の風景
- (2) 島根半島四十二浦の地域で開催されるイベント等の様子
- (3) 島根半島四十二浦の地域の飲食店で提供されるメニュー
- (4) その他島根半島四十二浦の地域の知名度向上に資するもの

### (実施期間)

第4条 フォトコンテストの実施期間は、令和2年11月1日から令和3年2月28日までとする。

### (応募資格)

第5条 フォトコンテストの実施目的に賛同する方（日本国内在住）であれば、プロ・アマチュアを問わない。

### (応募方法)

第6条 フォトコンテストの応募者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、第3条各号のいずれかのテーマに沿った画像をInstagramに投稿するものとする。

- (1) 応募者が取得したInstagramのアカウントを公開していること。
- (2) 本ジオパークのInstagramアカウント（k\_nature\_geo）をフォローしていること。
- (3) 画像を投稿する際には、キャプションに撮影場所とハッシュタグ「#k\_nature\_geo」、「#島根半島宍道湖中海ジオパーク」、「#島根半島四十二浦フォトコンテスト」の3つを入力すること。なお、同ハッシュタグの他にその他複数のハッシュタグを入力すること

は差し支えない。

(投稿の制限等)

第7条 応募者の投稿回数に制限は設けないこととする。ただし、1回の投稿につき画像の添付は1点までとする。

- 2 投稿する画像は、応募者が撮影した未発表のものに限るものとする。
- 3 投稿する画像は、過去に撮影されたものも投稿することができる。
- 4 人物を撮影した画像は、被写体となった者の了解を得たもののみ投稿することができる。
- 5 画像は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更、合成などの加工を施して投稿することができるが、組写真や合成写真は投稿することができない。

(投稿の禁止行為等)

第8条 次の各号に掲げる行為を禁止行為とする。

- (1) 被写体の許諾を得られていない写真を応募する行為
- (2) 応募写真に、個人を特定できる情報を記載する行為
- (3) 他の印刷物、展覧会などで公表されている写真を応募する行為
- (4) 法令に違反する行為及び違反する行為を幫助・勧誘・強制・助長する行為。
- (5) コンテストのサーバーに過度の負担を及ぼす行為。
- (6) コンテストの運営を妨害する行為。
- (7) 他のお客様のコンテストへの応募を妨害する行為。
- (8) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為、及び公職選挙法に抵触する行為。
- (9) 他人の名誉、社会的信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権、著作権その他の知的財産権、その他の権利を侵害する行為。(法令で定めたもの及び判例上認められたもの全てを含む)
- (10) 他のお客様への中傷、脅迫、いやがらせに該当する行為。
- (11) 事務局の許諾を得ない売買行為、オークション行為、金銭支払やその他の類似行為。
- (12) 事務局の許諾を得ない商品やサービスの広告、宣伝を目的としたプロフィール内容の公開、その他スパムメール、チェーンメール等の勧誘を目的とする行為。
- (13) 他人の名義、その他会社等の組織名を名乗ること等による、なりすまし行為。
- (14) 公序良俗、一般常識に反する行為。
- (15) その他上記に準じる行為。

(応募写真の掲載中止等)

第9条 前条の禁止行為に該当すると協議会が判断した場合、その他規約に違反した内容

であると協議会が判断した場合には、協議会は、当選およびサイト上への掲載を取り消すことができるものとする。

#### (費用の負担)

第10条 画像を投稿する際に必要なインターネットの通信料については、応募者が負担するものとする。

#### (選定及び賞品等)

第11条 第6条及び第7条の要件を満たす投稿のうち、島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という）は特に島根半島四十二浦のPRに資すると認められる画像を20点程度選定し、当該画像を入賞作品とする。

2 前項の選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。

3 当該画像を投稿した者（以下「受賞者」という。）には、賞品として選定の結果に応じて10,000円相当、5,000円相当、3,000円相当、1,000円相当の国引きジオブランド商品等を提供することができる。ただし、同じ応募者の複数の作品が入賞作品として選定された場合は重複して報償を提供せず、上位の1作品に対応する賞品のみを提供するものとする。

4 賞品の発送は日本国内に限るものとする。

5 第6条及び第7条の要件を満たしていない投稿は、選定の対象外とする。

#### (受賞者への連絡)

第12条 協議会は、Instagramのメッセージ機能を利用し、受賞者にその旨を連絡するものとする。

2 受賞者は、次に掲げる事項を協議会が指定する日までに協議会へ電子メールにて連絡するものとする。

- (1) 受賞者の住所
- (2) 賞品等の発送先
- (3) 氏名
- (4) 年齢
- (5) 電話番号

3 協議会が指定した日までに連絡がない場合は受賞の権利が失効し、この場合は第9条の選定において次点の画像を投稿した者を新たな受賞者とする。

#### (受賞者の公表)

第13条 協議会は、受賞者が決定した後、投稿された画像及び受賞者のアカウント名を本ジオパークホームページ、SNS、記者発表等において公表するものとする。

(個人情報保護)

第14条 協議会は、応募者の個人情報を厳重に管理し、賞品等の郵送以外の目的のために利用しないものとする。

(著作権等)

第15条 投稿された画像の著作権は応募者に帰属するが、協議会は投稿された画像を、本ジオパークホームページ、本ジオパークのInstagramアカウント、Facebookページ、協議会の印刷物、協議会が関与するイベントでの展示等で利用することができるものとし、応募者はその旨同意したものとみなす。また、目的の範囲内であれば協議会の許可において、他の団体・企業等でも使用できるものとする。

2 投稿された画像において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、協議会は一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

(損害に対する責任)

第16条 協議会は、フォトコンテストが第1条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和2年10月6日から施行する。